



# IATF - 国際自動車産業特別委員会

## IATF 承認取得・維持ルール

### IATF ルール第5版 — 公式解釈集

IATF 承認取得・維持ルール IATF 16949 対応第5版（“ルール第5版”）は2016年11月に発行され、2017年1月1日から有効となっている。以下の「公式解釈」は IATF によって決定され、承認されたものである。特に示されていない限り、「公式解釈」は発行をもって適用とされる。

改訂箇所は青字で表示されている。

「公式解釈」はルール又は要求事項の解釈を変更するものであり、それ自体が不適合の根拠となる。

SI 1 は2017年6月発行、2017年7月1日から有効。SI 2 から SI 5 は2017年10月発行、2017年10月1日から有効。

SI 6から7 は2018年11月発行、2018年11月12日から有効。

SI 8 は2019年10月発行、2019年11月1日から有効。

SI 1 は2019年10月改訂及び再発行、2020年1月1日から有効。

**SI 9-10 は2020年5月発行、2020年6月1日から有効。**



番号	参照ルール	公式解釈
<p style="text-align: center;"><b>1</b> 改訂</p>	<p style="text-align: center;"><b>IATF 16949 審査員の 申請プロセス 及び基準 4.2</b></p>	<p>審査機関は、IATF審査員資格認定プロセスに参加する新規審査員候補者を選定するためのプロセスを持つこと。推薦審査機関の契約事務所は、管轄IATF監督機関にIATF審査員資格認定プロセスへの参加承認及びアクセスのための各候補者の完全な申請書及び関係する推薦情報を提出すること。</p> <p>審査員候補者は次の選定基準を満たすこと。</p> <p>a) ISO 9001 審査を実施するために、ISO/IEC 17021及び管轄認定機関のルールに従って資格認定されている。</p> <p>b) 少なくとも6回、そのうち少なくとも3回は審査チームリーダーとして、製造業におけるISO 9001 第三者審査を行った経験がある。</p> <p style="padding-left: 20px;">注：自動車産業における第一者又は第二者のシステム監査の経験も考慮対象となり得る。</p> <p>c) 自動車産業コアツールの知識を有する。</p> <p>d) <del>自動車産業の製造 IATF 16949の適用性（条項1.0参照）を満たす</del>組織に在籍した過去<b>15 10</b>年間の内、<b>4</b>年間のフルタイムでの適切な実務経験（<b>2</b>年間の品質保証及び／又は品質マネジメント業務の専従を含む）。<sup>1</sup></p> <p style="padding-left: 20px;">注：化学、電気又は金属製品における類似の適用範囲を持つ産業（例、航空宇宙、電気通信、鉄道、産業用オフロード車両、等）での経験も考慮対象となり得る。<sup>1</sup></p> <p>e) 新規審査員研修・評価プロセスに出席する前に、少なくとも<b>2</b>日間にわたる完全な<b>IATF 16949</b>第三者審査（特別審査を除く）を、少なくとも<b>1</b>回観察する。<sup>2</sup></p> <p><b>変更の理由：</b></p> <p><sup>1</sup>IATF 16949:2016 への移行を支援するべく、自動車産業審査員の増員のために緩和する。（2017年6月発行）</p> <p><sup>2</sup>新規審査員研修・評価プロセスへの出席前に、IATF認証制度に対する審査員の知識及び経験を増やす。（2019年10月修正）</p>



番号	参照ルール	公式解釈
2	特別審査 7.2	<p>審査機関は、次の理由で、認証された依頼者の審査を行うことが必要となることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- パフォーマンス苦情の調査のため（条項8.1 a及び8.1.b 参照）</li> <li>- 依頼者の品質マネジメントシステムの変更に対応するため（条項3.2 参照）</li> <li>- 依頼者の生産事業所の重要な変更のため</li> <li>- 認証の一時停止の結果として（条項8.3 参照）</li> <li>- メジャー不適合に対して特定された是正処置の有効な実施の検証のため（条項5.11.4 参照）</li> <li>- 未解決であるが100%解決とみなされた不適合に対して特定された是正処置の有効な実施の検証のため（条項5. 11.3 c 参照）</li> <li>- <b>実施された是正処置により、顧客パフォーマンス指数の達成が改善を示していることを検証するため</b></li> <li>- 認証辞退の結果として（条項8.7 参照）</li> </ul> <p><b>変更の理由:</b></p> <p>依頼者が顧客パフォーマンス指数（すなわち、納入及び／又は品質）を達成していない場合に、あるいは、IATF OEM 特別状態の状況に起因して、審査機関が当該の依頼者にメジャー不適合を発行するという状況を、IATF は確認している。審査機関は依頼者の IATF 16949 認証を一時停止し、現地特別審査を実施する。この現地特別審査の間に、審査機関は特定された是正処置の有効な実施を検証することができるが、当該の是正処置により顧客パフォーマンス指数の達成／実施へと至ったことを確認するだけの十分な時間が渡されていなかった。この新規要求事項により、審査機関には、顧客報告書／スコアカードに対する持続的な改善を検証するために、最初の特別審査の後、合理的な期間内に依頼者を再訪する、という柔軟な措置が与えられた。</p>

番号	参照ルール	公式解釈
3	<p>初回資格認定 プロセス 4.3.1</p>	<p>IATF審査員資格認定プロセスへのアクセス許可が下りた後、新規審査員候補者は、必須IATF対面式初回資格認定プロセスの申し分ない修了によって、専門的力量を実証すること。初回資格認定プロセスを申し分なく修了した際、<a href="#">その審査員にはIATF 審査機関 審査員IDカードが発行され</a>、後援審査機関には資格証明書が発行される。この資格証明書の有効期限は2年間とされ、その間、審査員はその審査機関のために審査を実施することが正式に認められる。</p> <p><del>審査機関は、審査員が、最初の資格認定から60日以内にオンラインIATF審査員開発プロセスに入ることを確実にすること。</del></p> <p><b>変更の理由:</b></p> <p>審査員登録証の発行により資格認定が実証されるので、審査員カードと重複する。審査員候補者は現在、初回資格認定後 60日以内に IATF ADP に入るのではなく、対面式初回資格認定試験に先立ち IATF ADP に入るよう要求されている。</p>
4	<p>資格認定 更新プロセス 4.3.2</p>	<p>審査機関は、初回資格認定から2年以内に、その審査員がオンラインIATF審査員開発プロセスの初 回知識評価及び応用評価を完了していることを確実にすること。</p> <p>資格認定更新プロセスを申し分なく修了した際、<del>その審査員には新たにIATF 審査機関 審査員IDカードが発行され</del>、後援 審査機関には資格証明書が発行される。この資格証明書によって、審査員はその審査機関のために引き続き審査を実施することが正式に認められる。</p> <p><b>変更の理由:</b></p> <p>審査員登録証の発行により資格認定が実証されるので、審査員カードと重複する。</p>

番号	参照ルール	公式解釈
5	支援機能 5.5	<p>審査機関は、審査対象となった各支援機能に関する情報（すなわち審査したロケーションの名称、審査実施日、審査員氏名、及び各審査員の審査工数）を、製造事業所の審査のコメント欄に入力すること。1つの遠隔地支援機能が2箇所以上の製造事業所を支援している場合、審査機関は1箇所の製造事業所のみ、この審査情報を入力すること。この情報は規定された様式で、英語で入力すること。</p> <p><i>変更の理由:</i></p> <p>審査機関間の一貫性を確実にするべく、また観察された現行のプロセスを効率化するべく、遠隔地支援ロケーションの審査内容を IATF データベースに入力するプロセスを明確にする。</p>
6	審査員資格の維持 4.5	<p>各審査機関は、各後援審査員の承認の継続あるいは拒否のためのプロセスを持つこと。このプロセスには次の規定を含めること。</p> <p>a) IATF審査員開発プロセスの監視及び管理、これには評価結果及び開発の進捗状況を含める。</p> <p>b) パフォーマンスの継続的監視及び測定、並びに継続的な開発。これには次を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 最終審査報告書の提出のタイムリーさ（条項5.10 参照）</li> <li>- 依頼者の不適合の受容れ可能性に関する判定の含まれる最終審査報告書の提出のタイムリーさ（条項 5.11.3 参照）</li> <li>- 認証判定の結果（条項5.12 参照）</li> <li>- IATF 立会審査の結果</li> <li>- 個々の不適合の分析</li> </ul>

番号	参照ルール	公式解釈
		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 審査機関の内部立会監査の結果</li> <li>- 審査後調査の結果</li> <li>- 依頼者及びその顧客からのフィードバック</li> </ul> <p>c) 最小審査回数及び審査工数に関する要求事項（条項4.5.1参照）の達成。</p> <p>d) 最低CPD（継続的個人能力開発）時間（条項4.5.2参照）の達成及び承認。</p> <p>e) すべての後援審査員に関する上記 a) から d) までの記録は、契約事務所で維持すること。</p> <p>パフォーマンスの受容れ可能な水準を達成していない、又は維持していない場合、審査機関は当該の審査員のパフォーマンスを改善するために、どのような処置を実施しなければならないかについて明確に規定すること。</p> <p>後援審査員に関連する不正な活動を発見した場合、審査機関は管轄の監督機関に通知すること。</p> <p>IATFはパフォーマンスを理由として、IATF審査員の資格に対して警告を出すことができ、また、この資格を一時停止、又は永久に取消することができる。このような場合、審査機関は直ちに当該のIATF 16949 審査員の使用を制限、又は停止すること。一時停止の間、IATF 16949 審査員は、いかなる IATF 16949 審査をも行ってはならない。IATF 16949 審査員の資格が取消される場合、当該の審査員は管轄の監督機関及び所属審査機関の両方によって無効とされること。</p> <p><b>変更の理由:</b></p> <p>審査機関が所属審査員のパフォーマンスを監視し、測定するために使用しなければならない基準の改善のため、及びIATF 16949 審査員のパフォーマンスの受容れ可能な水準を定義するプロセスを要求するため。また、IATF 16949 有資格審査員のパフォーマンスに基づいて、又は不正な活動が発覚した場合、IATF は当該の審査員に対して制裁を科すことが可能であることを説明するため。</p>

番号	参照ルール	公式解釈
7	<p><b>IATF 16949 認証取得資格 1.0</b></p>	<p>“顧客指定の生産用部品”とは、自動車に必要不可欠な部品と理解すること。この要求事項を満たしていないものの、これに含まれることになっている顧客指定の部品は、次のもののみである： 消火器、カージャッキ、フロアマット、取扱い説明書、及び三角警告板、及び <b>反射ベスト</b>。</p> <p><i>変更の理由:</i></p> <p>三角警告板と同様に、ほとんどの国家規制/規格が、自動車に対して反射ベストを要求しているため。</p>
8	<p><b>審査チームの編成 5.6</b></p>	<p>審査機関は、3年の審査サイクルの各サーベイランス審査に参加する審査員を少なくとも1名、ステージ2審査チームから指名すること。</p> <p>注：サーベイランス審査のために異なる審査チームメンバーが指名された場合、審査員のローテーションが次のような状況によるのであれば、審査機関は管轄 IATF 監督機関からの承認を得る必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 審査機関の推薦の終了、退職、喪失</li> <li>- ADP及びIATFデータベース内での審査員資格の失効</li> <li>- <b>依頼者との利益相反</b></li> <li>- 個人的問題（病気、死去、他）</li> <li>- 不可抗力</li> </ul> <p><i>変更の理由:</i></p> <p>審査機関審査員と依頼者との間の利益相反のために審査員のローテーションが必要となる場合、監督機関は、特別承認プロセスを通じて通知を受けることを強く求める。</p>

番号	参照ルール	公式解釈
9	まえがき	<p>本書は IATF（国際自動車産業特別委員会）により策定された。IATF オリジナルメンバーは次の自動車メーカー 8 社： BMWグループ、<b>FCA-US-LLC</b>、ダイムラーAG、<b>FCA-Italy-Spa</b>、フォードモーターカンパニー、ゼネラルモーターズ、<b>グループ PSA ダループ</b>、<b>グループ ルノー</b>、及びフォルクスワーゲン AG、並びに次の5つの国の自動車産業団体：ANFIA, AIAG, FIEV, SMMT 及び VDA、で構成される。</p> <p><b>2019年10月、IATF は、IATF 新メンバーとしてジャガー・ランドローバー（JLR）を迎え入れた。</b></p> <p>まえがきの他のすべての段落については、本 SI による変更はない。</p> <p><b>変更の理由:</b></p> <p><b>IATF OEM 企業の名称を最新のものに合わせた表記とし、新メンバーとして JLR を追加、及び、IATF ウェブサイトのメンバーリストに合わせて FCA を1つの会社に統合。</b></p>
10	現地審査活動の実施 5.8	<p>各現地審査（ステージ2審査、サーベイランス審査、更新審査、及びCB変更審査）には少なくとも次の事項の調査及び評価を含めること。</p> <p>a)...j)</p> <p>k) 顧客固有要求事項に関する情報及び証拠。これには審査される顧客固有品質マネジメントシステム要求事項を含める。顧客固有要求事項は3年の審査サイクルの中で、効果的に実施されていることをサンプリング調査すること、そして審査された要求事項の具体的な記録を保持すること。IATFの自動車メーカーメンバー（BMWグループ、<b>FCA米国</b>、ダイムラーAG、<b>FCA イタリア Spa</b>、フォードモーターカンパニー、ゼネラルモーターズ、<b>ジャガー・ランドローバー・リミテッド（JLR）</b>、<b>グループ PSA ダループ</b>、<b>グループルノー</b>、及び <b>フォルクスワーゲン AG</b>）が発行する顧客固有要求事項に対して優先権が与えられること。</p> <p>注：これらのIATF自動車メーカーの顧客固有要求事項は、IATF自動車メーカー固有要求事項、契約条項、サービス水準合意事項、SQA手順書などの様式で発行され得る。</p> <p>l)...r)</p> <p>5.8 項の他のすべての段落については、本 SI による変更はない。</p>



番号	参照ルール	公式解釈
		<p><b>変更の理由:</b> IATF OEM 企業の名称を最新のものに合わせた表記とする。このルール要求事項に JLR を編入。</p>